令和2年

田村市農業委員会第1回臨時総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

- 1. 開催日時 令和2年3月5日(木) 午後1時20分
- 2. 開催場所 田村市役所 301会議室
- 3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち15名

 2番 先崎保彦委員
 3番 石井清吉委員
 4番 新田耕司委員

 7番 石井宗吉委員
 8番 白岩幸一委員
 9番 安藤末男委員

 1 1番 佐久間嘉彦委員
 1 2番 佐藤伸夫委員
 1 3番 石井林一委員

 1 4番 三浦善治委員
 1 5番 宗形武夫委員
 1 6番 國分貴市委員

 1 7番 松本裕治委員
 1 8番 吉田修一委員
 1 9番 村上好徳委員

- 4. 欠席委員 (4名) 1番 白土 中委員 5番 三田勝一郎委員 6番 渡邊幸蔵委員 10番 壁谷和男委員
- 5. 農業委員会事務局職員

 局長
 佐久間 聡 雄

 主任主査 (庶務担当)
 三 浦 幹

 主任主査
 蒲 生 陽一郎

 主査
 矢 内 敬

6. 産業部職員

 農林課長
 高 橋 博 人

 商工課企業立地係長
 宗 像 隆

7. 書 記

主査 矢 内 敬

8. 議事録署名人

3番 石 井 清 吉 委員7番 石 井 宗 吉 委員

9. 提出案件

議案第1号 「設備整備計画の認定に係る協議に対する同意」に対する 意見決定について

10. 会議の経過概要 (開会 午後1時20分)

事務局

定刻より10分早くなりますが、委員の方がお揃いになりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、出席賜りまして有難うございます。本日の臨時総会開催にあたりましては、急を要する案件でありましたので、農業委員さんだけで開催することといたしました。また、文書での開催通知をするいとまがなかったことから、電話での出席要請となったことの対しましてお詫び申し上げます。尚、本日は議案に対する説明員として高橋博人農林課長、宗像隆商工課企業立地係長に出席をいただいております。それでは総会に入らせていただきます。本日欠席の届出がございましたのが、1番白土中農業委員、5番三田勝一郎農業委員、6番渡邊幸蔵農業委員、10番壁谷和男農業委員であります。ただ今より令和2年田村市農業委員会第1回臨時総会を開会致します。会議に先立ちまして会長よりご挨拶をいただきます。

会 長

皆様、ご苦労様です。今日は寒が戻ったような陽気になりましたが大変お忙しい中をご苦 労様でございます。さて今日は大越のバイオマス発電に関する案件でありますが、次の通常 総会には間に合わない案件であったという事で、臨時総会の開催の運びになった次第であり ます。本日は農林課の高橋課長、商工課の宗像係長に出席をいただいておりますので、ご説 明をいただきまして充分御理解をいただいてもらいたいと存じます。それでは今日もよろし くお願い申し上げます。

事務局

これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長にお願いを致します。よろしくお願いします。

議 長

本日の臨時総会の案件は、

議案第1号 「設備整備計画の認定に係る協議に対する同意」に対する意見決定について 以上1件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。

農業委員総数19名、うち出席委員15名、欠席委員4名、よって総会は成立致します。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。

出席委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、3番石井清吉委員、7番石井宗吉委員を指名致します。

次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号「設備整備計画の認定に係る協議に 対する同意」に対する意見決定について議題と致します。それでは、事務局説明願います。 事 務 局

議案第1号「設備整備計画の認定に係る協議に対する同意」に対する意見決定について 農林漁業の健全な調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進に関する法律第7条第11 項の規程により福島県知事より意見を求められましたので、これを決定するものとする。 令和2年3月5日提出、田村市農業委員会長 村上好徳。

この案件について、田村市農業委員会では初めての案件になりますので説明を致します。 資料の5ページをお開き下さい。カラー刷りになっているページです。

~ 省略 ~

県より設備整備計画の内容について、農業委員会の意見聴取の文書が来ております。 今回の議案に上程させていただいた次第で、ご審議いただきたくお願いします。 詳細については、農林課よりご説明を申し上げます。以上です。

議 長

以上で、事務局の説明が終わりました。 本案について質疑を求めます。

17番委員

17番松本です。今回初めての案件で、本来の進め方でありますが、一時暫時休議して市長部局から説明を求めた方がいいのかと考えますが、皆さんどうでしょうか。

全然中身が分かっていないのにどうでしょうか。

議長

今、松本委員から意見がありましたが、その他ございますか。

1 1 番委員

11番佐久間です。そのまま進めていいかと思います。同じ事でしょうから。

議長

今、そのような意見がありましたが、説明を聞いてから意見をいただく事でどうでしょう か。

4番委員

4番新田です。あの全員協議会に審議して説明を受ける方法もありますが、それもしなく てもいいかなと思われます。

議長

今、農林課の説明で良いという意見もありましたが、どうでしょうか。

7番委員

7番石井です。農林課の説明もいいですけども、2月5日前にどうしてこの案件を出せなかったのか。そしてこの3月の総会までに間に合わなかったのか。説明をする前にその内容を聞いていただく事が先かと考えます。経緯はどうだったかを説明していただきたい。

議長

はい、今、7番石井委員よりその経緯について話がありましたが、やはり経緯を説明いた

だいて説明という事でお話をいただきたいと思います。

事務局

それでは、ただ今お話がありました、2月の総会になぜ出せなかったのかという点ですが、 農林課の方で進めているバイオマスエナジーの案件が、台風19号などの被災調査等でかな り仕事が立て込んできたという事で2月総会に間に合わなかったという事です。

なぜ、この時期3月総会に考えもあるかもしれませんが、スケジュールなどに課内処理など、この3月5日が期間ぎりぎりの日程になる事で委員の皆様に参集をいただいた事でございます。

7番委員

7番石井です。この農林課と農業委員会事務局の方で調整がうまくいかなかったのかと、 我々委員からすると、怠慢の様な感じがしますけど、隣の課同士で、これが遠い課内であれ ばいいと思いますけど、臨時総会初めてですから、やはりきちっとするべきではないかと思 います。

議 長 はい、その他ございますか。

1 7 番委員

17番松本です。かなり高度な案件で我々農業委員会としても、初めての事なのでこれを 検討してやるといってもなかなか難しいところはありますが、そういったものも踏まえまし て、どうして最終的に年度末になってしまったのか、それを含めてまた説明いただければ私 は構わないと思います。

議 長 はい、それでは農林課長、よろしく説明願います。

農林課長

農林課長、高橋です。本日は忙しい中臨時総会を開催、誠に有難うございました。それでは私の方からこの設備整備計画についてご説明します。お手元の資料3ページでございます。

以上で説明を終わります。

~ 省略 ~

議 長 はい、今農林課長から説明を受けました。本案について質疑ございますか

1 2 番委員

12番佐藤です。木質バイオマス発電は非常にいいと思っていますが、一部新聞、週刊誌にも反対などのチラシが入ったりしていますが、その辺の話、反対者、○○を考える会とか、詳しくは読まなかったのですが、そのような反対の動きも、話し合いなんかはどのような内容なのでしょうか。

農林課長

はい、まだ、いろんな活動をしている団体がいます。住民訴訟も起こされております。裁判案件も1件抱えています。ただ市としては地域協議会なども随時開きながら進捗状況も含めて地元の区長さんを代表とした協議会ですから、意見交換を密にする方法をとりながら、今進んでおりまして、バイオマス発電所の建設自体は粛々と進めております。

1 2 番委員

12番佐藤です。先ほど、7番の石井委員からもありましたが、あえて臨時総会で決定となれば、取り決めをするような臨時総会にも見えますが、あの定期の臨時総会で議論するなら良いですが、この何かに間に合わないから今日の臨時総会で決めるとなるといい方向に決めないと何かに間に合わなの進め方でするのかなと見ましたが、その辺はどうでしょうか。

農林課長

はい、苦しい言い訳でありますが、先ほども言いましたが非常に日程が厳しい状況である 事は事実でございます。それで我々としてもできるだけ早く処理したいという事ですから、 本当であれば2月に間に合うように頑張ろうと思っていましたが、県との調整に時間を要し ました。それで、3月18日の総会も実施できないかと検討しましたが、バイオマス全体の 工期が非常に遅れていまして、1日でも早く認定をいただいた方が工事をやりやすいという 方向で、農林課としても1日も早い認定に嗅ぎ付けたい形で、ご理解願います。

1 2 番委員

12番佐藤です。今の説明ですと、確かに農林課さんも大変忙しかった事は充分承知しておりますが、それはそれ、これはこれですから、どうも私としてはピンと来ないなと思います。説明を受けてもなかなか来ないと考えます。

3番委員

3番石井です。最初、このバイオマス発電案件に作るか作らないか、私の隣の新田委員さんが、審議委員に入っておりまして、これは反対している人が心配する事は絶対無いと信じてGOサインを出しました。ですから他の地区の皆さんはそういう反対派の文書を見た関係でかなり心配しているのかと思いますけども、私個人的にはそれほど心配するような案件ではありませんし、今回の事は半分ぐらい進んでいますし、今回の問題は下大越の発電所に先週、現地を通りましたら重機が入って工事が始まるのかと、まさか今頃になってこのような案件が出るのかと、随分我々は審議して、1年も前に農振除外の案件も出ましたよね。

事務局

平成30年の4月か5月に案件で上がりまして6月に許可が出ています。

3番委員

そうですよね。ですから随分経過していますよね。

農林課長

はい、遅れましたのは一緒に農林業の振興にする取り組みをどうするかという事で、今回 うなぎでまとまりましたけど、そこは例えば花とか野菜工場とか、議論してきました。その ようなところと、なかなかまとまらなくて農林課としましては、この熱エネルギーを充分活用して下さいとお願いしたのですが、議論をしてそこに時間がかかってしまいました。

その様な背景がありまして、バイオマス発電もわかっておりますので勇み足のように、我々が認めない内にこのような工事が入ってしまい、これでは駄目なので急遽今朝中止をさせて 重機を撤去させ、そこは厳しく指導させた事であります。

7番委員

7番石井です。地元の新田農業委員さんが見たと思うのですが、大越地区の農業委員さんと推進委員さんの事で、この総会の前に全員協議会の中であって、農業委員会は通過したのだから、開発の面で県から来たので、このようになったのでしょうか。だから切迫詰まって許可を出してくださいと、台風の影響もあるし人手が足りないのもわかりますが、許可だから意見書として認めて下さいと、我々はいいですが、この案件はわからなかったよと、出ないこともないですよね。皆黙ってはいそうですかって言ってくれればいいですが、我々が認めて違う人が、それあったのですかとなれば我々は認めたという事になるのでしょうから時間が無いからではなく、順序を追っていかないと農業委員会は県から追われて出してくださいよと、私らは反対しませんけど、なかなか誤解を招いたら困ります。今日の臨時総会は何だったのと言われます。

事務局

はい、私の方で言葉足らずの事がありましたのでご説明しますけども平成30年の6月に許可をしたのは、農用地の除外になります。農地農用地であったので除外になります。それで除外は第1種農地ではできないので、その三合田地区の開閉所は10ヘクタール以上の農地の広がりがあって、その再生エネルギー法を策定してという事を持って除外になりました。実は通常の4条と5条の転用は毎月ありますように、農業委員さんに実情調査とか報告をいただいて審議になりますが、この再生エネルギー法はこの中に設備整備計画、今回の議案の中の付けさせていただいた設備整備計画、これには図面とか付けて集約したものが、資料として付きます。その設備整備計画を提出して市から県に協議をして県が農業委員会に意見を求めてその意見の回答を待って県で同意とか承認になります。田村市で認定をする事になります。通常の農地転用と設備整備計画は同じ意味合いになります。農地転用が許可になっていたのではなく、除外だけが許可になっていた。今回農地転用に代わる設備整備計画を提出させていただいたことになります。以上です。

7番委員

わかりました。

1 7 番委員

17番松本です。今回の案件は発電事業者が出してきたと思いますが、それに対する農地 法、開閉所は農地転用が必要となっていく訳です。案件について、第1種農地にしたと言う 事は今後、田村市はこのような案件が出た場合は、農振除外をして農地転用を認める方向に ならざるを得なくなってくると思われます。その辺も市当局で詰めているのか確認させて下 さい。

農林課長

今回の案件は、木質バイオマス発電に限って基本計画を作っておりますので今確認があった案件が新たにあれば、また別途新しい基本計画を作るという議論になるかと思われます。 全て今回の基本計画は、木質バイオマス発電に限っての中身になっておりますので、そのような御理解でお願いします。

1 7 番委員

私としては納得できないので、今後太陽光発電なりあると思うのですが、そういったものも、特段協議を付けてできれば田村市にいろいろな事業者が来て税収にも繋げると思います。

農林課長

今の御意見は、太陽光発電を推進する立場の御意見と受け取りましたが、その様な議論は 中でもあります。エネルギー問題ですので大事な議論で認識をしています。

ただ、今の段階で今後どのように一番多いのが太陽光発電であちらこちらか来ておりますが将来的なことも議論されておりますので充分な制度にならないかと、市としても充分議論して詰めていかなくてはいけない事と認識しております。再生エネルギー法は農林水産省所管の法律で農業とセットの取り組みを法律化しているもので、そこの趣旨を踏まえて充分議論したいと考えております。

4番委員

4番新田です。今の除外案件については基本計画の中に農業用施設、農業者に寄与すると 入っているのですが、この特定した業者が決まってなくて、今まで遅れてきたのかなと思い ますが協議会で「ニューフロンティア」が農業に寄与するのかなと遅れた理由になったのか と、そこを聞きたいですが。

農林課長

はい、新田委員の話した通りです。一番は花の会社を押しておりました。そこと1年くらいに調整しました。結局駄目になってしまった。並行してキノコ生産会社、地域に根差して加工をできる企業を誘致したいと農林業の活性化を図りたいと考えていたのですが、うまく交渉がまとまらなくて、急遽幅広く商工課で声をかけていたのですが、その中からニューフロンティアがまとまった経緯があります。熱を利用して有効に活用する、田村市として大きな力になると思っています。引き続き検討したいと思っております。

議長

それでは質疑を集結します。

本案について、原案通り決定する事意義ありませんか。

出席委員

異議なし。

→2.C-	—	
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「設備整備計画の認定に係る協議に対する同意」
		に対する意見決定は、原案のとおり同意する事に意見決定しました。以上をもちまして1号
		議案は終了致します。
		これなまたまして、今和の矢笠1同田壮士曲光禾昌へ吹味巡へな明へよいなします
		これをもちまして、令和2年第1回田村市農業委員会臨時総会を閉会といたします。
		閉会 14:15

令和2年3月5日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議事録署名人

議事録署名人